

○東京藝術大学音楽学部早期入学者早期卒業内規

〔令和4年4月14日〕  
教授会決定

(趣旨)

第1条 この内規は、東京藝術大学学則第59条の2の規定に基づき東京藝術大学音楽学部（以下「本学部」という。）に入学した学生（以下「早期入学者」という。）の早期卒業に関し、東京藝術大学学則第50条及び東京藝術大学音楽学部規則第20条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(対象学生)

第2条 早期卒業の対象となる早期入学者は、本学部に3年以上在学し、卒業の要件として本学部が定める単位を優秀な成績をもって修得したと認められる者とする。

(早期卒業希望者の認定)

第3条 早期卒業を希望する早期入学者（以下「早期卒業希望者」という。）は、2年次末において、音楽学部長にその旨を申し出るものとする。

2 前項の早期卒業希望者は、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 卒業に要する単位80単位以上を修得していること。
- (2) 専門実技科目の成績評価がすべて「秀」であること。
- (3) すべての修得科目の成績評価に「可」が含まれないこと。
- (4) 早期卒業の意志及び理由が明確であること。

3 音楽学部長は、第1項の規定による申出があったときは、教授会において前項に基づく審査を経て適格の認定をしなければならない。

(修学指導)

第4条 前条第3項の規定に基づき適格の認定を受けた早期卒業希望者の授業計画等に当たっては、指導教員の指導により行うこととする。

(卒業の要件)

第5条 早期卒業するためには、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 卒業に要する単位124単位以上を修得していること。
- (2) 専門実技科目の成績評価がすべて「秀」であること。
- (3) すべての修得科目の成績評価に「可」が含まれないこと。

2 教授会は、前項の要件について審査を行うこととする。

(卒業の時期)

第6条 早期卒業の時期は、3年次の3月とする。

(教育実習)

第7条 早期卒業希望者に対して、教育職員免許状取得のための科目の履修に関しては、当面の間、特別措置は行わないこととする。

(雑則)

第8条 この内規に定めるもののほか、早期卒業に関し必要な事項は、教授会にお

いて別に定める。

附 則

この内規は、令和4年4月14日から施行し、令和4年3月1日から適用する。